

第3回嬉野市議会定例会
(議案資料)

嬉 野 市

議案 番号	議 案 資 料 名	頁
60	【新旧対照表】 嬉野市個人情報保護条例の一部を改正する条例	1
61	【新旧対照表】 嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	2
62	【新旧対照表】 嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	16
63	【新旧対照表】 嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例	18
64	売買契約の締結について (契約資料)	19

諮問 番号	議 案 資 料 名	頁
2	人権擁護委員候補者の推薦について (参考資料)	20

【新旧対照表】嬉野市個人情報保護条例の一部を改正する条例

改正案	現 行
<p>第3章 保有個人情報の開示、訂正及び 利用停止</p> <p>(保有個人情報の提供先等への通知)</p> <p>第36条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報提供等記録 「内閣総理大臣」及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）</p>	<p>第3章 保有個人情報の開示、訂正及び 利用停止</p> <p>(保有個人情報の提供先等への通知)</p> <p>第36条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報提供等記録 総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）</p>

【新旧対照表】嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に
 基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「<u>番号法</u>」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>番号法第19条第11号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人番号 <u>番号法</u>第2条第5項に規定する個人番号をいう。</p> <p>(2) 特定個人情報 <u>番号法</u>第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 <u>番号法</u>第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム <u>番号法</u>第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 <u>番号法</u>第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は嬉野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う<u>番号法</u>別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「<u>法</u>」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第10号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人番号 <u>法</u>第2条第5項に規定する個人番号をいう。</p> <p>(2) 特定個人情報 <u>法</u>第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 <u>法</u>第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム <u>法</u>第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 <u>法</u>第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は嬉野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う<u>法</u>別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限</p>

度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 (略)

(特定個人情報の提供)

第5条 番号法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 (略)

附 則

この条例は、番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	嬉野市子育て支援医療費の助成に関する条例に	住民基本台帳法(昭和42年法律81号)第7条第4号に規定す

度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 (略)

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 (略)

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	嬉野市子育て支援医療費の助成に関する条例に	住民基本台帳法(昭和42年法律81号)第7条第4号に規定す

による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	る事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの	による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	る事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの		地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの		国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	生活保護法 による保護の実施又は 就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの		生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	生活に困窮する外国人に対する生活保護		生活に困窮する外国人に対する生活保護

		法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの			法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの			嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの			嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	2 市長	嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの			地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの			医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で			外国人生活保護関係情報であって規則で

		定めるもの			定めるもの
		重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの			重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの			児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		嬉野市子育て支援医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報(以下「子育て支援医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの			嬉野市子育て支援医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報(以下「子育て支援医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの
3 市長	嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	3 市長	嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの			地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの			医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの			外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療			ひとり親家庭等医療

		費助成関係情報であ って規則で定めるも の			費助成関係情報であ って規則で定めるも の
		子育て支援医療費助 成関係情報であって 規則で定めるもの			子育て支援医療費助 成関係情報であって 規則で定めるもの
		身体障害者福祉法(昭 和24年法律第28 3号)による身体障害 者手帳、精神保健及び 精神障害者福祉に関 する法律(昭和25年 法律第123号)によ る精神障害者保健福 祉手帳又は知的障害 者福祉法(昭和35年 法律第37号)にいう 知的障害者に関する 情報(以下「障害者関 係情報」という。)で あって規則で定める もの			身体障害者福祉法(昭 和24年法律第28 3号)による身体障害 者手帳、精神保健及び 精神障害者福祉に関 する法律(昭和25年 法律第123号)によ る精神障害者保健福 祉手帳又は知的障害 者福祉法(昭和35年 法律第37号)にいう 知的障害者に関する 情報(以下「障害者関 係情報」という。)で あって規則で定める もの
		障害者の日常生活及 び社会生活を総合的 に支援するための法 律(平成17年法律第 123号)による自立 支援給付の支給に関 する情報(以下「障害 者自立支援給付関係 情報」という。)であ って規則で定めるも の			障害者の日常生活及 び社会生活を総合的 に支援するための法 律(平成17年法律第 123号)による自立 支援給付の支給に関 する情報(以下「障害 者自立支援給付関係 情報」という。)であ って規則で定めるも の
4 市 長	生活保護法に準 じ、行政措置と して日本国民に 対する生活保護 に準じた取扱い	住民票関係情報であ って規則で定めるも の	4 市 長	生活保護法に準 じ、行政措置と して日本国民に 対する生活保護 に準じた取扱い	住民票関係情報であ って規則で定めるも の
		地方税関係情報であ って規則で定めるも の			地方税関係情報であ って規則で定めるも の

によって実施し	の	によって実施し	の
ている外国人の	医療保険給付関係情	ている外国人の	医療保険給付関係情
保護の決定及び	報であって規則で定	保護の決定及び	報であって規則で定
実施、就労自立	めるもの	実施、就労自立	めるもの
給付金の支給、	生活保護関係情報で	給付金の支給、	生活保護関係情報で
保護に要する費	あって規則で定める	保護に要する費	あって規則で定める
用の返還又は徴	もの	用の返還又は徴	もの
収金の徴収に関	ひとり親家庭等医療	収金の徴収に関	ひとり親家庭等医療
する事務であっ	費助成関係情報であ	する事務であっ	費助成関係情報であ
て規則で定める	って規則で定めるも	て規則で定める	って規則で定めるも
もの	の	もの	の
	重度心身障害者医療		重度心身障害者医療
	費助成関係情報であ		費助成関係情報であ
	って規則で定めるも		って規則で定めるも
	の		の
	児童扶養手当関係情		児童扶養手当関係情
	報であって規則で定		報であって規則で定
	めるもの		めるもの
	子育て支援医療費助		子育て支援医療費助
	成関係情報であって		成関係情報であって
	規則で定めるもの		規則で定めるもの
	障害者関係情報であ		障害者関係情報であ
	って規則で定めるも		って規則で定めるも
	の		の
	障害者自立支援給付		障害者自立支援給付
	関係情報であって規		関係情報であって規
	則で定めるもの		則で定めるもの
	介護保険法(平成9年		介護保険法(平成9年
	法律第123号)によ		法律第123号)によ
	る保険給付の支給、地		る保険給付の支給、地
	域支援事業の実施又		域支援事業の実施又
	は保険料の徴収に関		は保険料の徴収に関
	する情報(以下「介護		する情報(以下「介護
	保険給付等関係情報		保険給付等関係情報
	という。)であって規		という。)であって規
	則で定めるもの		則で定めるもの
	児童手当法(昭和46		児童手当法(昭和46

		<p>年法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下「児童手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する情報であって規則で定めるもの</p>			<p>年法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下「児童手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する情報であって規則で定めるもの</p>
5 市長	<p>嬉野市福祉タクシー事業実施要綱による重度心身障がい者に対する福祉タクシー料金の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p>	5 市長	<p>嬉野市福祉タクシー事業実施要綱による重度心身障がい者に対する福祉タクシー料金の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p>
6 市長	<p>嬉野市重度障がい者等紙おむつ購入費助成事業実施要綱による重度障がい者等紙おむつ助成事</p>	<p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>	6 市長	<p>嬉野市重度障がい者等紙おむつ購入費助成事業実施要綱による重度障がい者等紙おむつ助成事</p>	<p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>

	業に関する事務 であって規則で 定めるもの	障害者関係情報であ って規則で定めるも の		業に関する事務 であって規則で 定めるもの	障害者関係情報であ って規則で定めるも の
7 市 長	嬉野市軽度・中 度難聴児補聴器 購入費助成事業 実施要綱による 軽度・中度難聴 児補聴器購入費 助成事業に関す る事務であって 規則で定めるも の	住民票関係情報であ って規則で定めるも の 地方税関係情報であ って規則で定めるも の 障害者関係情報であ って規則で定めるも の	7 市 長	嬉野市軽度・中 度難聴児補聴器 購入費助成事業 実施要綱による 軽度・中度難聴 児補聴器購入費 助成事業に関す る事務であって 規則で定めるも の	住民票関係情報であ って規則で定めるも の 地方税関係情報であ って規則で定めるも の 障害者関係情報であ って規則で定めるも の
8 市 長	生活保護法によ る保護の決定及 び実施、就労自 立給付金の支 給、保護に要す る費用の返還又 は徴収金の徴収 に関する事務で あって規則で定 めるもの	住民票関係情報であ って規則で定めるも の 外国人生活保護関係 情報であって規則で 定めるもの ひとり親家庭等医療 費助成関係情報であ って規則で定めるも の 重度心身障害者医療 費助成関係情報であ って規則で定めるも の 子育て支援医療費助 成関係情報であって 規則で定めるもの 公営住宅法 による公営住宅(同法 第2条第2号に規定 する公営住宅をい う。)の管理に関する 情報であって規則で 定めるもの	8 市 長	生活保護法によ る保護の決定及 び実施、就労自 立給付金の支 給、保護に要す る費用の返還又 は徴収金の徴収 に関する事務で あって規則で定 めるもの	住民票関係情報であ って規則で定めるも の 外国人生活保護関係 情報であって規則で 定めるもの ひとり親家庭等医療 費助成関係情報であ って規則で定めるも の 重度心身障害者医療 費助成関係情報であ って規則で定めるも の 子育て支援医療費助 成関係情報であって 規則で定めるもの 公営住宅法(昭和26 年法律第193号)に よる公営住宅(同法第 2条第2号に規定す る公営住宅をいう。)の 管理に関する情報 であって規則で定め るもの

		障害者関係情報であ って規則で定めるも の			障害者関係情報であ って規則で定めるも の
9 市 長	児童扶養手当法 による児童扶養 手当の支給に関 する事務であっ て規則で定める もの	生活保護関係情報で あって規則で定める もの 外国人生活保護関係 情報であって規則で 定めるもの 障害者関係情報であ って規則で定めるも の	9 市 長	児童扶養手当法 による児童扶養 手当の支給に関 する事務であっ て規則で定める もの	生活保護関係情報で あって規則で定める もの 外国人生活保護関係 情報であって規則で 定めるもの 障害者関係情報であ って規則で定めるも の
10 市長	児童手当法____ ____による 児童手当又は特 例給付（同法附 則第2条第1項 に規定する給付 をいう。）の支 給に関する事務 であって規則で 定めるもの	住民票関係情報であ って規則で定めるも の	10 市長	児童手当法（昭 和46年法律第 73号）による 児童手当又は特 例給付（同法附 則第2条第1項 に規定する給付 をいう。）の支 給に関する事務 であって規則で 定めるもの	住民票関係情報であ って規則で定めるも の
11 市長	子ども・子育て 支援法（平成2 4年法律第65 号）による子ど ものための教 育・保育給付の 支給又は地域子 ども・子育て支 援事業の実施に 関する事務であ って規則で定め るもの	ひとり親家庭等医療 費助成関係情報であ って規則で定めるも の 子育て支援医療費助 成関係情報であって 規則で定めるもの 児童手当関係情報で あって規則で定める もの	11 市長	子ども・子育て 支援法（平成2 4年法律第65 号）による子ど ものための教 育・保育給付の 支給又は地域子 ども・子育て支 援事業の実施に 関する事務であ って規則で定め るもの	ひとり親家庭等医療 費助成関係情報であ って規則で定めるも の 子育て支援医療費助 成関係情報であって 規則で定めるもの 児童手当関係情報で あって規則で定める もの
12 市長	児童福祉法（昭 和22年法律第 164号）によ	住民票関係情報であ って規則で定めるも の	12 市長	児童福祉法（昭 和22年法律第 164号）によ	住民票関係情報であ って規則で定めるも の

	る障害児通所給 付費、特例障害 児通所給付費、 高額障害児通所 給付費、肢体不 自由児通所医療 費、障害児相談 支援給付費若し くは特例障害児 相談支援給付費 の支給、障害福 祉サービスの提 供、保育所にお ける保育の実施 若しくは措置又 は費用の徴取に 関する事務であ って規則で定め るもの	地方税関係情報であ って規則で定めるも の 医療保険給付関係情 報であって規則で定 めるもの 生活保護関係情報で あって規則で定める もの 外国人生活保護関係 情報であって規則で 定めるもの 児童扶養手当関係情 報であって規則で定 めるもの 障害者関係情報であ って規則で定めるも の 特別児童扶養手当等 の支給に関する法律 (昭和39年法律第 134号)による特別 児童扶養手当の支給 に関する情報(以下 「特別児童扶養手当 関係情報」という。) であって規則で定め るもの		る障害児通所給 付費、特例障害 児通所給付費、 高額障害児通所 給付費、肢体不 自由児通所医療 費、障害児相談 支援給付費若し くは特例障害児 相談支援給付費 の支給、障害福 祉サービスの提 供、保育所にお ける保育の実施 若しくは措置又 は費用の徴取に 関する事務であ って規則で定め るもの	地方税関係情報であ って規則で定めるも の 医療保険給付関係情 報であって規則で定 めるもの 生活保護関係情報で あって規則で定める もの 外国人生活保護関係 情報であって規則で 定めるもの 児童扶養手当関係情 報であって規則で定 めるもの 障害者関係情報であ って規則で定めるも の 特別児童扶養手当等 の支給に関する法律 (昭和39年法律第 134号)による特別 児童扶養手当の支給 に関する情報(以下 「特別児童扶養手当 関係情報」という。) であって規則で定め るもの
13 市長	身体障害者福祉 法による障害福 祉サービス、障 害者支援施設等 への入所等の措 置又は費用の徴 収に関する事務 であって規則で 定めるもの	地方税関係情報であ って規則で定めるも の 生活保護関係情報で あって規則で定める もの 外国人生活保護関係 情報であって規則で 定めるもの	13 市長	身体障害者福祉 法による障害福 祉サービス、障 害者支援施設等 への入所等の措 置又は費用の徴 収に関する事務 であって規則で 定めるもの	地方税関係情報であ って規則で定めるも の 生活保護関係情報で あって規則で定める もの 外国人生活保護関係 情報であって規則で 定めるもの

		障害者関係情報であ って規則で定めるも の			障害者関係情報であ って規則で定めるも の
14 市長	知的障害者福祉 法による障害福 祉サービス、障 害者支援施設等 への入所等の措 置又は費用の徴 収に関する事務 であって規則で 定めるもの	地方税関係情報であ って規則で定めるも の 生活保護関係情報で あって規則で定める もの 外国人生活保護関係 情報であって規則で 定めるもの 障害者関係情報であ って規則で定めるも の	14 市長	知的障害者福祉 法による障害福 祉サービス、障 害者支援施設等 への入所等の措 置又は費用の徴 収に関する事務 であって規則で 定めるもの	地方税関係情報であ って規則で定めるも の 生活保護関係情報で あって規則で定める もの 外国人生活保護関係 情報であって規則で 定めるもの 障害者関係情報であ って規則で定めるも の
15 市長	老人福祉法（昭 和38年法律第 133号）によ る福祉の措置に 関する事務であ って規則で定め るもの	生活保護関係情報で あって規則で定める もの 外国人生活保護関係 情報であって規則で 定めるもの	15 市長	老人福祉法（昭 和38年法律第 133号）によ る福祉の措置に 関する事務であ って規則で定め るもの	生活保護関係情報で あって規則で定める もの 外国人生活保護関係 情報であって規則で 定めるもの
16 市長	障害者の日常生 活及び社会生活 を総合的に支援 するための法律 による自立支援 給付の支給又は 地域生活支援事 業の実施に関す る事務であって 規則で定めるも の	住民票関係情報であ って規則で定めるも の 地方税関係情報であ って規則で定めるも の 生活保護関係情報で あって規則で定める もの 外国人生活保護関係 情報であって規則で 定めるもの 障害者関係情報であ って規則で定めるも の	16 市長	障害者の日常生 活及び社会生活 を総合的に支援 するための法律 による自立支援 給付の支給又は 地域生活支援事 業の実施に関す る事務であって 規則で定めるも の	住民票関係情報であ って規則で定めるも の 地方税関係情報であ って規則で定めるも の 生活保護関係情報で あって規則で定める もの 外国人生活保護関係 情報であって規則で 定めるもの 障害者関係情報であ って規則で定めるも の

		介護保険給付等関係 情報であって規則で 定める者			介護保険給付等関係 情報であって規則で 定める者
17	地方税法その他 の地方税に関する 法律及びこれら の法律に基づく 条例による地方 税の賦課徴収 又は地方税に関 する調査（犯則 事件の調査を含 む。）に関する 事務であって規 則で定めるもの	医療保険給付関係情 報であって規則で定 めるもの 外国人生活保護関係 情報であって規則で 定めるもの 介護保険給付等関係 情報であって規則で 定めるもの	17	地方税法その他 の地方税に関する 法律及びこれら の法律に基づく 条例による地方 税の賦課徴収 又は地方税に関 する調査（犯則 事件の調査を含 む。）に関する 事務であって規 則で定めるもの	医療保険給付関係情 報であって規則で定 めるもの 外国人生活保護関係 情報であって規則で 定めるもの 介護保険給付等関係 情報であって規則で 定めるもの
18	予防接種法（昭 和23年法律第 68号）による 予防接種の実 施、給付の支給 又は実費の徴収 に関する事務で あって規則で定 めるもの	生活保護関係情報で あって規則で定める もの 外国人生活保護関係 情報であって規則で 定めるもの 介護保険給付等関係 情報であって規則で 定めるもの	18	予防接種法（昭 和23年法律第 68号）による 予防接種の実 施、給付の支給 又は実費の徴収 に関する事務で あって規則で定 めるもの	生活保護関係情報で あって規則で定める もの 外国人生活保護関係 情報であって規則で 定めるもの 介護保険給付等関係 情報であって規則で 定めるもの
19	健康増進法（平 成14年法律第 103号）によ る健康増進事業 の実施に関する 事務であって規 則で定めるもの	住民票関係情報であ って規則で定めるも の 地方税関係情報であ って規則で定めるも の 医療保険給付関係情 報であって規則で定 めるもの 生活保護関係情報で あって規則で定める もの 外国人生活保護関係	19	健康増進法（平 成14年法律第 103号）によ る健康増進事業 の実施に関する 事務であって規 則で定めるもの	住民票関係情報であ って規則で定めるも の 地方税関係情報であ って規則で定めるも の 医療保険給付関係情 報であって規則で定 めるもの 生活保護関係情報で あって規則で定める もの 外国人生活保護関係

		情報であって規則で定めるもの			情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの			介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
20 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	20 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの			介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

【新旧対照表】嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第21条）</p> <p>第2章 家庭的保育事業（第22条—第26条）</p> <p>第3章 小規模保育事業</p> <p>第1節 小規模保育事業の区分（第27条）</p> <p>第2節 小規模保育事業A型（第28条—第30条）</p> <p>第3節 小規模保育事業B型（第31条・第32条）</p> <p>第4節 小規模保育事業C型（第33条—第36条）</p> <p>第4章 居宅訪問型保育事業（第37条—第41条）</p> <p>第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）</p> <p>第6章 雑則（第49条）</p> <p>附則</p> <p>第6章 雑則 （電磁的記録）</p> <p>第49条 <u>家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することが</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第21条）</p> <p>第2章 家庭的保育事業（第22条—第26条）</p> <p>第3章 小規模保育事業</p> <p>第1節 小規模保育事業の区分（第27条）</p> <p>第2節 小規模保育事業A型（第28条—第30条）</p> <p>第3節 小規模保育事業B型（第31条・第32条）</p> <p>第4節 小規模保育事業C型（第33条—第36条）</p> <p>第4章 居宅訪問型保育事業（第37条—第41条）</p> <p>第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）</p> <p>附則</p>

できない方式で作られる記録であって、電子
計算機による情報処理の用に供されるもの
をいう。)により行うことができる。

【新旧対照表】嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

改正案	現 行
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>4 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p>	<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>4 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症</p> <hr/> <p>に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p>

議案第64号

嬉野市小学校タブレット端末等購入契約資料

1 契約の内容

種 別	数 量	金 額 (円)	備 考
タブレット端末	680 台	22,440,000	
ライセンス	一式	2,380,000	
構築 (設定・設置)	一式	2,108,000	
諸経費	一式	136,000	
小計		27,064,000	
消費税及び地方消費税		2,706,400	
合計		29,770,400	

2 契約期間 議会の議決日から令和3年11月30日まで

3 履行場所 嬉野市内小学校 8校